

山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱

	平成14年10月23日
改正	平成15年 4月 1日
改正	平成16年 4月 1日
改正	平成19年 4月 1日
改正	平成21年 4月 1日
改正	平成21年 5月29日
改正	平成22年 4月 1日
改正	平成23年 4月 1日
改正	平成24年 4月26日
改正	平成25年 4月24日
改正	平成26年 5月21日
改正	平成27年 6月 3日
改正	平成29年 6月27日
改正	平成30年10月16日
改正	令和 2年 6月25日

(趣旨)

第1条 知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図るため、市町村が森林整備地域活動支援事業を行う場合、予算の範囲内で交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「森林整備地域活動支援事業」とは、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「要領」という。）に基づく森林整備地域活動支援対策として実施する事業をいう。

2 山梨県森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）とは、市町村が実施する森林整備地域活動支援事業に要する経費につき、県が要領及びこの要綱に基づいて交付する交付金をいう。

(事業の内容)

第3条 交付金の交付対象となる事業の種類及び交付等の対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条に規定する交付金交付申請書（第1号様式）の提出期限は、毎年森林環境部長が別に定める日とする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条による交付金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 森林整備地域活動支援事業の事業内容について、別表1に定める重要な変更をし

ようとするとき、又は事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

- 2 森林整備地域活動支援事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は、これらの事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 3 別表1経費の内容の欄1若しくは2の経費と同欄3の経費について、相互に流用を行わないこと。
- 4 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金の交付申請及び交付に関する証拠書類並びに経理書類を交付金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

（実績報告）

第6条 市町村長は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は、交付金の交付を決定した年度の3月31日のいずれかの早い期日までに実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第7条 交付金の支払いは、規則第13条の規定により、交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は概算払いすることができる。

- 2 交付金の概算払いを受けようとする市町村長は、交付金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第8条 規則及び要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、事業地の所轄林務環境事務所長を経由しなければならない。

（書類の様式）

第9条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 第4条の交付金交付申請書 | 第1号様式 |
| 2 | 第5条の変更（中止・廃止）承認申請書 | 第2号様式 |
| 3 | 第6条の実績報告書 | 第3号様式 |
| 4 | 第7条第2項の概算払請求書 | 第4号様式 |

附則

1 この要綱は、平成14年10月23日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成27年6月3日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成30年10月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1 (第3条及び第5条)

交付等の対象		負担区分			重要な変更		
事業	経費の内容	交付等の対象となる経費(A)+(C)	県が当該交付金を交付するのに要する経費(A)		市町村費(C)	経費の配分の変更	事業内容の変更
				うち国費分(B)			
		円	円	円	円		
森林整備地域活動支援交付金	1 市町村が要領別表1のIの2の1(2)①、別表1のIの2の1(2)②及び別表1のIの2の1(2)③の規定に基づき実施する事業に要する経費(それぞれについて定める国の交付単価に積算基礎森林面積を乗じた額を超えない場合。)		1 対象行為に要した経費の全額	1 対象行為に要した経費の全額	1 なし		交付金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、交付決定を受けた交付金の額の増額を伴わない場合以外の変更
	2 市町村が要領別表1のIの2の1(2)①、別表1のIの2の1(2)②及び別表1のIの2の1(2)③の規定に基づき実施する事業に要する経費(それぞれについて定める国の交付単価に積算基礎森林面積を乗じた額を超える場合。ただし、(A)と(C)を合計した額が、それぞれについて定める、地方公共団体が国の交付金と併せて一体的に交付金の交付を行う場合の交付単価に積算基礎森林面積を乗じた額を超えないものとする。)		2 対象行為に要した経費から(B)の額を除いた額の2分の1以内	2 それぞれに定める国の交付単価に積算基礎森林面積を乗じた額	2 対象行為に要した額から(B)の額を除いた額の2分の1以内		

	3 市町村が要領別表1のIの2の1(2)④の規定に基づいて行う事務に要する経費		3 当該事務に要する経費の2分の1以内	3 当該事務に要する経費の2分の1以内	3 当該事務に要する経費の2分の1以内	要領別表1のIの2の1(2)④ア(イ)の事務に係る経費の相互間におけるいづれか低い額の20%以上の配分の変更	1 要領別表1のIの2の1(2)④ア(イ)の事務項目の新設及び廃止 2 交付金額に変更を生じる変更
--	---	--	---------------------	---------------------	---------------------	--	--

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度森林整備地域活動支援交付金交付申請書

年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第4条の規定に基づき、交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

内訳

(1) 要領別表1のIの2の1(2)①から③までに係る交付金
金 円

(2) 要領別表1のIの2の1(2)④に係る交付金
金 円

2 事業の内容

(1) 要領別表1のIの2の1(2)①から③までに係る交付金交付計画書
(様式A)

(2) 要領別表1のIの2の1(2)④に係る事務計画書
(様式B)

(様式A)

要領別表1のIの2の1(2)①から③までに係る交付金交付計画書

1 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

区 分		協定締結数	積算基礎 森林面積	測量 延長	交付額
森林経営計画作成促進	経営委託		[] ()	/	
	共同計画等	()	[] ()	/	
	間伐促進	()	[] ()	/	
	計	()	[] ()	/	
森林境界の明確化	森林境界の確認	()	{ }	/	
	森林境界の測量	()	{ }	【 】	
	計	()	{ }	【 】	
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進	()		/	
	森林境界の明確化	()		/	
	計	()		/	
合計		()			

注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は原則整数止めとするが、「1m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点以下第3位以内を記入する。

2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、要領別表1のIの2の1(2)①エ(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段[]書内数で記載する。

3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、要領別表1のIの2の1(2)②エ(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場

合は、その面積を上段【】書内数で、実施要領別表1のIの2の1の(2)②エ(ウ)の表に定める森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段{}書内数で記載する。

4 「森林境界の明確化」の「測量延長」欄について、別表1のIの2の1の(2)②エ(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その測量延長を【】書内数で記載する。

5 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記載する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは()内に記載する。

6 「交付額」は、市町村費を含む金額を記載する。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 支出別内訳

(単位：円)

都道府県費	市町村費	計

注： 「都道府県費」欄には、国からの交付金及び交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計と一致させる。

(様式B)

要領別表1のIの2の1(2)⑤に係る事務計画書

- 1 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画の概要
別表記載のとおり。
- 2 推進事務における地域説明会の開催計画

開催時期	説明内容	備考

3 確認計画

(1) 書類審査計画

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
3 確認の方法は、「現地確認」、「目視調査」等と記入する。

4 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

(3) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

5 事業完了予定年月日

年 月 日

(様式B・別表)

推進事務実施計画概要

事業実施 主 体	区分	事 務 の 内 容	事業量	単価	推進事務費	負担区分			備 考
						森林整備地域 活動支援交付 金推進事務費	都道府県費	市町村費	
	市町村 推進事務	1 推進等 2 確認事務 3 交付事務							
	合計								

注：1 事業量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

2 推進事務の対象経費

賃金	臨時雇用賃金
委託費	現地確認等補助作業及び地域説明会委託費
印刷費	資料等印刷費
会議費	茶菓等購入費、会場借料等
旅費	指導・調査旅費、連絡旅費
連絡費	郵送料等
賃借料	自動車、パソコン等賃借料
消耗品費	消耗品購入費

第2号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度森林整備地域活動支援交付金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金については、山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。

1 変更理由

2 変更の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる
（変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度森林整備地域活動支援交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第6条の規定に基づき、その実績を報告します。

1 交付金 金 円

内訳

(1) 要領別表1のIの2の1(2)①から③までに係る交付金 金 円

(2) 要領別表1のIの2の1(2)④に係る交付金 金 円

2 事業の内容 (様式C)

(注) 協定書、「森林経営計画作成促進」実施結果報告書・「森林境界の明確化」実施結果報告書・「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」対象行為実施状況報告書、「森林経営計画作成促進」・「森林境界の明確化」・「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」における実行経費の内訳書、確認書等(写)及び支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名・口座番号)を記載した書面を添付する。

(様式C)

1 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

区 分		協定締結数	積算基礎 森林面積	測量 延長	交付額
森林経営計画 作成促進	経営委託		[] ()	/	
	共同計画等	()	[] ()	/	
	間伐促進	()	[] ()	/	
	計	()	[] ()	/	
森林境界の明 確化	森林境界の確認	()	{ }	/	
	森林境界の測量	()	【 】	【 】	
	計	()	{ } 【 】	【 】	
森林経営計画 作成・森林境界 の明確化に向 けた条件整備	森林経営計画作成促進	()		/	
	森林境界の明確化	()		/	
	計	()		/	
合計		()			

注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は原則整数止めとするが、「1m」未満となる場合等の小数数点以下の記載が必要な場合においては、小数点以下第3位以内を記入する。

2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、要領別表1のIの2の1(2)①ウ(イ)④に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段()書内数で、要領別表1のIの2の1(2)①エ(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段[]書内数で記載する。

3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、要領別表1のIの2の1(2)②エ(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段**【 】**書内数で、実施要領別表1のIの2の1の(2)②エ(ウ)の表に定める森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段{ }書内数で記載する。

- 4 「森林境界の明確化」の「測量延長」欄について、別表1のIの2の1の(2)②エ(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その測量延長を【】書内数で記載する。
- 5 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記載する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは()内に記載する。
- 6 「交付額」は、市町村費を含む金額を記載する。

2 推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	説 明 内 容	備 考

3 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

ウ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審 査 件 数	備 考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備 考

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
 3 確認の方法は、「現地確認」、「目視調査」等と記入する。

4 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施 主 体	区分	事務の内容	事業量	単価	推進事務費	負担区分			備 考
						森林整備地域 活動支援交付 金推進事務費	都道府県費	市町村費	
	市町村 推進事務	1 推進等 2 確認事務 3 交付事務							
	合計								

注：1 事業量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

2 推進事務の対象経費

- 賃金 臨時雇用賃金
- 委託費 現地確認等補助作業及び地域説明会委託費
- 印刷費 資料等印刷費
- 会議費 茶菓等購入費、会場借料等
- 旅費 指導・調査旅費、連絡旅費
- 連絡費 郵送料等
- 賃借料 自動車、パソコン等賃借料
- 消耗品費 消耗品購入費

5 事業完了年月日

年 月 日

6 支出別内訳

(単位：円)

都 道 府 県 費	市 町 村 費	計

注： 「都道府県費」欄には、国からの交付金及び交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに4の推進事務費欄の合計と一致させる。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度森林整備地域活動支援交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金について、山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第7条の規定に基づき、概算払を請求します。

1 請求金額 金 円

2 内 訳

	交付金交付 決定額 ① 円	既概算交付額 ② 円	差引額 ①-②=③ 円	今回概算請求額 ④ 円	備考
1 要領別表1 のIの2の1 (2)①から ③までに係る 交付金					
2 要領別表1 のIの2の1 (2)④に係 る交付金					
計					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先金融機関名
預金種別 (当座・普通)
預金口座名
口座N o.